

## HP パッケージ Plus New 利用規約（約款）

この HP パッケージ Plus New 利用規約（約款）は、株式会社 IMS（以下「乙」と言います）が提供するホームページ作成並びにその他の作成サービス（以下「本サービス」と言います）の利用について規定するものです。

本サービスをご利用になられる方は、お問合せ・お申込み（以下「ご注文」と言います）の前に必ず本規約の内容を全て確認してください。

利用者（以下「甲」と言います）はご注文を行った時点で、本規約の内容を承諾しているものとみなします。

### 第 1 条 本規約の適用範囲及び変更

本規約は、本サービスの利用に関し、乙及び甲との間に適用されます。

なお、乙は甲へ事前の通知・承諾を得る事なく本利用規約（約款）などを変更できるものとし、甲は変更後の本利用規約（約款）に従うものとします。変更や追加があった場合は、当サイトにてお知らせ致しておりますので定期的にご確認下さい。

### 第 2 条 本サービスのご注文

本サービスのご注文は、甲が本サービスホームページ上の「お問合せ」ページのフォームより必要事項を入力後、乙が送付する「インターネット MAGMAHP パッケージ Plus New 申込書（以下「申込書」という）」に必要事項を記入、及び押印のうえ乙の指定する方法によりご送付頂く事により行うものとします。

又、以下の何れかに該当する場合には、乙は本サービスのご注文をお断りする場合があります。

1. 甲がご注文に際して、乙に虚偽の事実を申告した場合
2. ご注文フォームの送信内容に不備がある場合
3. 甲に、最初から明らかにご注文の意図がないと見受けられる場合
4. 礼節に欠ける内容の場合
5. 利用目的が公序良俗に反する等、乙が本サービスの提供上支障があるものと判断した場合
6. アダルトコンテンツ等、性的表現が含まれる場合
7. 他人の著作権その他の権利を侵害または侵害する恐れがある場合
8. その他、乙が不相当と判断した場合

### 第 3 条 本サービスの制作料金等（以下、利用料金と言います）

1. 本サービス利用料金、算定方法等は、本サービスが別に定める方法によることとします。
2. 本サービス利用料金は、甲へ事前の通知・承諾なく変更することがあります。

### 第 4 条 料金のお支払い

甲は利用料金、その他の債務を乙が承認した以下の何れかの方法で履行するものとします。

1. 銀行振込による支払い

乙が指定する銀行口座に甲が振込みを行なうことにより支払う方法。

なお、振込み手数料は甲の負担とします。

## 2. その他乙が定める方法により支払う方法

### 第 5 条 ご注文の確定

甲は、申込書・ヒアリングシートを乙へ提出を行い、乙が受領した時点でご注文の確定とします。

### 第 6 条 追加費用

作成着手後に甲の希望により作成内容の変更を行った場合は、乙は甲に対して追加費用を請求できるものとします。

乙は、受渡完了日をもって速やかに甲に追加費用の請求を行うものとし、甲は乙の指定する方法で支払わなければならない。又、支払いに関する手数料は甲が負担するものとします。

### 第 7 条 サービスの一時停止

甲は、以下に該当する場合は、乙がサービスを甲に前もってお知らせすることなく一時停止する場  
合がある事に同意するものとします。

1. 甲が約束の日までに着手金や利用料金の支払をしなかった時
2. 違法に、又は明らかに公序良俗に反する内容でサービスを利用した時
3. 乙のサービスを利用する他の甲に対して、重大な支障を与える様な事をした時
4. 本規約のいずれかに違反した場合
5. その他、あまりにも不適當であると判断した場合
6. その他付帯サービス規約内容に該当する場合

また、悪質な場合、乙は甲に対して損害賠償金を請求できるものとし、甲は乙からの請求に応  
じて損害賠償金を支払うこととします。

### 第 8 条 キャンセル料金

作成が開始されており、甲の都合により本契約を解除する場合については、甲は乙への制作初期  
費用の 50%をもってキャンセル料とします。

### 第 9 条 納品方法

詳細については「HP パッケージ Plus New仕様書 (10. 納品について)」で定めるとおりとします。

### 第 10 条 納品後の保証

受渡完了日後は乙の納品 (WEB サーバーへの設置) したホームページに関して、乙はいかなる  
保証も行わないものとします。又、甲が受けた損害および第三者からの損害賠償請求に基づく損  
害についても乙は一切責任を負わないものとします。

## 第 11 条 瑕疵義務

乙は、納品したホームページに瑕疵が発見されたときはその修補の義務のみを負うものとし、当該瑕疵が原因で生じた甲の損害についての乙の責任は、免責されるものとします。

なお、瑕疵担保期間は納品日から起算して2週間とします。

## 第 12 条 本サービス契約期間

本サービスの契約期間は、納品後、有償サポート（ホームページ運営・保守契約など）をご注文いただかない限り、納品（WEB サーバーへの設置）後、終了します。

## 第 13 条 契約期間

乙と甲との契約期間は、「HP パッケージ Plus New仕様書（5. 契約期間について）」で定めるとおりとします。

## 第 14 条 ホームページ更新

甲は本サービス専用のオプションサービスに申込みを行う事で、ホームページの更新を乙に委託する事ができます。

乙はオプションサービスの内容について、甲に予告なく変更する場合があります。

## 第 15 条 契約の解除

乙は、利用者に次の各項のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告を要せず、契約を解除することができるものとします。この場合、既にお支払い頂いた利用料金の返還は致しません。

1. 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けた場合
2. 強制執行、破産、整理、特別清算、民事再生、会社更生手続開始等の申立てがあった場合
3. 利用料金をお支払い頂けず、催告をしても利用料金をお支払い頂けない場合
4. 他人の著作権その他の権利を侵害する行為、法令違反行為、本規約に違反する行為を行った場合

## 第 16 条 キャンペーン等の実施

乙は本サービスに関し、甲に予告なくキャンペーン等を実施する場合があります。

## 第 17 条 管理業務

乙が提供しているホームページコンテンツのうち以下に記載する内容についての管理は、甲がおこなうこととします。この管理業務を乙が行う場合は、別途有料契約が必要となります。

1. 初期作成時、乙にホームページへ掲載を依頼した文章原文、画像データの保管
2. ホームページに掲載しているデータのバックアップ

## 第 18 条 著作権

制作物の「著作権」をはじめ、「著作財産権」および「著作人格権」は、原則乙に帰属します。乙が作成したホームページなどを他業者が修正や変更すること、甲の制作物として公開することは禁止します。

※ 甲自身が運用管理をして更新や修正を行うことや印刷することは問題ございません。

## 第 19 条 デジタルデータの譲渡

制作物の著作権は放棄・譲渡しておりませんので、甲の方で元データ（デジタルデータ）の引渡しを希望される場合は、別途、譲渡契約（制作委託契約）を結び、買取費用または使用料を請求させていただきます。

## 第 20 条 ご提供資料の譲渡

ホームページ作成に必要な甲から提供された原稿や写真およびデジタルデータに万一のことがあっても、乙は保証を一切負わないものとし、返却についても原則として行わないものとします。

## 第 21 条 データ等の損害

インターネットを利用する際、重要なデータは甲自身で必ずバックアップ等の保護をおこなって下さい。

理由の如何に関わらず、サーバー上のデータ損失によって甲が如何なる損害を被っても、乙は一切保証できません。

## 第 22 条 本サービスの動作保証

ホームページのデザインは、「HP パッケージ Plus New仕様書（9. 推奨ブラウザについて）」に定めるブラウザに対応するページを作成するものとします。

## 第 23 条 サービスの廃止

乙は、運営上やむを得ない理由でサービスを廃止することがあります。

サービスの廃止があった場合、甲は、上位のサービスや同等のサービスへ優待で移行できます。また、データ等などは、最新のものを乙が定める方法により甲にお渡しいたします。

## 第 24 条 免責事項

乙のサービスにおいて、以下の事項については、甲またはサイト訪問者に対する責任は免責となります。

1. レジストラの責任による問題
2. レンタルサーバ提供会社の責任による問題
3. インターネット上の取引で起こりうるインターネット特有の問題によるトラブルや損失
3. 第三者から掲載内容に関する損害賠償その他のクレーム
4. その他不可抗力である事態について

#### 第 25 条 不可抗力

天災地変等、当事者の管理することができない事由によって本利用規約に定める債務の履行ができなかった場合には、当該当事者は債務不履行の責を免れるものとします。

#### 第 26 条 秘密保持

乙は、甲と本契約により得た情報全てを厳守するとともに、厳重に管理運用いたします。

#### 第 27 条 合意管轄

本サービスに関して乙と利用者との間で紛争が生じた場合、乙の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 28 条 準拠法

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

#### 付則

この規約は令和 元年 8 月 30 日から実施します。